

特定疾病療養受療証と身体障害者手帳の手続きをすることで 医療費の負担が無くなります！！

特定疾病療養受療証

- ・人工透析を必要とする慢性腎不全の方の自己負担額を1医療機関あたり月額1万円(高額所得者は2万円)にする制度です。
- ・申請窓口
全国健康保険協会管掌健康保険 → 健康保険協会
組合管掌保険 → 所属保険組合
共済組合 → 所属保険組合
船舶保険 → 船舶所有者住所地の都道府県または社会保険事務所
国民健康保険 → 市区町村の役所
- ・適用開始は申請月初日からです。

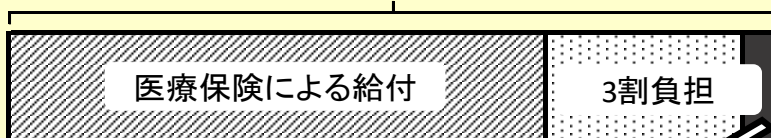
身体障害者手帳(重度障害者医療証)

- ・人工透析を受けられる方は身体障害者手帳1級に該当します。身体障害者手帳の申請を行うと、重度障害者医療証を取得でき、これを医療機関に提示することで、医療費助成を受けられます。
※他疾患の身体障害者手帳を持っている場合も申請手続きは必要です。
- ・申請窓口:お住いの区役所 高齢・障害支援課
- ・適用開始は申請月初日です。交付まで約2ヵ月かかります。※身体障害者手帳交付前にお支払いをされた医療費分につきましては、ご自身で還付請求手続きが必要となります。

【申請手順】

1. 各申請書類一式を申請窓口から取り寄せ
2. 医師の記載が必要な意見書や診断書を入院中に病棟ナースステーションへ提出。入院中に提出できなかった場合は1階受付③番窓口へ提出(文書費用がかかります)
3. 医師が記載した書類を含め、申請必要書類を申請窓口へ提出
4. 特定疾病療養受療証の交付を受けたら、入院中は病棟ナースステーションへ提出。退院後に交付を受けた場合は1階受付④番窓口へ提出。

透析にかかる1カ月の総医療費



特定疾病療養受療証で自己負担 1万円(2万円)

重度障害者医療証で自己負担

0円

ご不明な点がございましたら、
病棟看護師もしくは療養・福祉相
談室へご相談下さい。



※入院の場合は別途食事代等がかかります。

横浜市立みなと赤十字病院 腎チーム